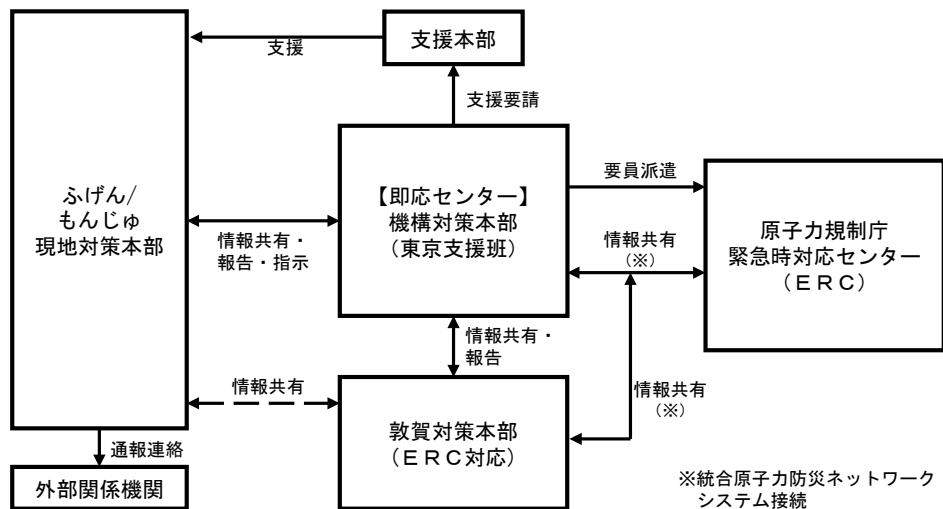


## 敦賀地区発災時の機構対策本部体制の見直しについて(改訂)

敦賀地区発災時の機構対策本部の体制を以下の様に見直す。



- (1) 即応センターは、機構対策本部とする。
- (2) 指揮命令系統は一本化し、機構対策本部から現地対策本部へ指示する。
- (3) ERC 対応は、機構対策本部、敦賀対策本部で行う。

ERC 対応の分担

①機構本部

原災法 10 条、15 条の認定及び確認会議対応並びに ERC からの質問対応

②敦賀対策本部 (主対応)

事象発生状況、災害対策資料を用いた事象進展対策等の状況など

以 上